

提案作成のポイント

Point
01

「支障事例」は提案の中で最も重要な要素

支障事例の主な類型

<全国一律の基準の緩和等について>

- ・施設や設備等の基準が全国一律で地域の実情に合っていない。
- ・職員・従事者の配置基準、資格要件が全国一律で地域の実情に合っていない。
- ・国の定めによって不合理な状況となったり、無駄な仕事を行っている。

<国の手続の簡素化について>

- ・国が判断するため時間がかかり、迅速な対応ができない。
- ・そもそも国との協議が形骸化している。

<事務・権限の移譲について>

- ・類似の事務・権限が、県と市町村で別々になっている。

具体化のイメージ

- ・施設や設備の基準が全国一律に決まっており、利用者の質や利用人数に応じた対応ができない。
- ・従業者が取得すべき資格が一律に決まっており、経験・知識のある地域の人材が活用できない。
- ・届出を受け付ける時期が法律で決まっており、急遽対応すべき案件に対応できない。
- ・申請の処理期間が一律に定められているが、時期・事情によって延長を認めてほしい。

- ・許可を受けた計画等について、軽微な内容の変更でも再度国の許可が必要であり、迅速な対応ができない。
- ・国の許可を得るために時間がかかり、先の見通しが立たないことから、連携する民間事業者を確保できない。
- ・手続として国との協議を行っているが、国から反対意見等が出されたことがなく、形骸化した手続が負担となっている。

- ・事業者の監督・指導を国が、許可の受付を都道府県がそれぞれ行っており、実態を知る都道府県が一体的に指導を行った方が効率的。
- ・類似の事業の許可権限が都道府県と市区町村で分かれており、事業者の一体的な管理ができず、事業者から見ても申請先がわかりづらい。

提案作成のポイント

Point
02

根拠法令（課題の原因）を調べよう

課題（支障）の原因がどの法令等かを調べる

- (1) 提案に関係している業務がどの法令等に基づいて行われているのか
- (2) どの法令等が業務の支障となっているのか

例

空き家をシェアハウスに転用したいが、階段寸法の基準のせいできない（H28提案）

根拠法令・条項 建築基準法施行令第23条第1項

条文 階段およびその踊り場その踊場の幅並びに階段の蹴上げおよび踏面の寸法は、次の表によらなければならない。

→ 政令による義務付け

調べ方

Webで検索してみる

（法律、政令、府省令、告示、通知、要綱、要領、手引きなど）

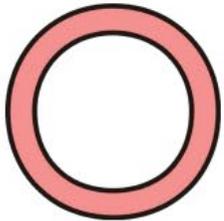
法令はe-Gov法令検索、通知や要綱等は各府省のHPで探すことができる



上司、同僚や制度所管 部署（関係府省や県庁 の担当部署）に聞いて みる

提案募集方式データベース（提案検討支援ツール）を活用して、参考となる過去の提案を見つけよう
※詳細はP 6

提案の**対象**であるか確認しよう



対象

① 地方公共団体への事務・権限の移譲

- ・国から地方公共団体への移譲
- ・都道府県から市町村への移譲

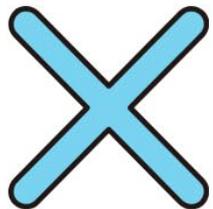
※全国一律の権限移譲が難しいなどの場合は、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的移譲（手挙げ方式）とする提案が可能

② 地方に対する規制緩和

（義務付け・枠付けの見直し、必置規制の見直し）

- ・法律、政令、府省令、告示、通知等によるもの
- ・補助金等の要綱等によるもの

※各種補助条件の見直しや手続・書類の簡素化が対象
※補助率の引上げ、補助金の廃止による一般財源化等は対象外



対象外

① 国・地方の税財源配分や税制改正

② 予算事業の新設提案

③ 国が直接執行する事業の運用改善

④ 個別の公共用物に係る管理主体の変更

⑤ 現行制度でも対応可能であることが明らかな事項

※対象外の事項でも、その手続（各種補助条件の見直しや手続・書類の簡素化等）に関するものは対象になりますので、一度、ご相談をお願いします。

地方から派遣されている調査員より

調査員に聞ききました！

「地方からの提案を調整するうえで、思ったこと、感じたことは？」

- 支障事例が具体的であればあるほど助かった（定量的な根拠があれば助かる）
 - 関係省庁との交渉（有識者からのヒアリング、担当部局間での折衝）で非常に役立つ
- Ex) ・この事務を処理するのに○人の職員、約○時間を要する
 - ・○○計画の○○の事項を変更するには、県の協議会に諮ったうえで、国から許可が下りるまでに、約○か月かかる。すべての手続きに約○か月かかる。
- 支障として御相談いただく計画や国からの事務連絡等については、インターネットで入手できるものについては、分権室調査員側でも、最大限お調べいたします。ただし、インターネットから入手できるものばかりではないため、参考になりそうな資料がございましたら、幅広くご提供いただけると大変助かります。
- 重点事項として選定された提案については、有識者によるヒアリングを実施しており、その際に各省より制度の考え方や対応できない理由について資料が提供されている場合がある。加えて、計画策定について、一体的策定または共同策定することが可能かどうかについては、HPに掲載しているのでご活用いただきたい。

地方から派遣されている調査員より

調査員に聞きました！

「地方からの提案を調整するうえで、思ったこと、感じたことは？」

- 過去に提案をしたときに事務量が多くて大変だったので今年は提案できそうにない」というような話を地方公共団体から聞いたことがあります。実際には、案件によって業務量は様々なので、そこまで提案団体に何かを求めることがない提案（本提案提出後は1次回答への見解をもらう以外に作業や連絡が殆ど発生しない提案）も多く、過去の経験則で提案を渋られている方がいるのは、勿体ないと思う。
- 制度の詳細や具体的な事務の流れ等を実務担当のお立場から丁寧に教えていただき助かった。
- 他の自治体に状況や意見を伺い、その情報を伝えていただき助かった。意見の補強にもなる。
- 早めに相談していただけたら、当室からの相談に素早く対応していただけて助かった。
- 簡易相談を年中受け付けているので、是非お気軽に活用いただきたい。